

介護給付費の請求について

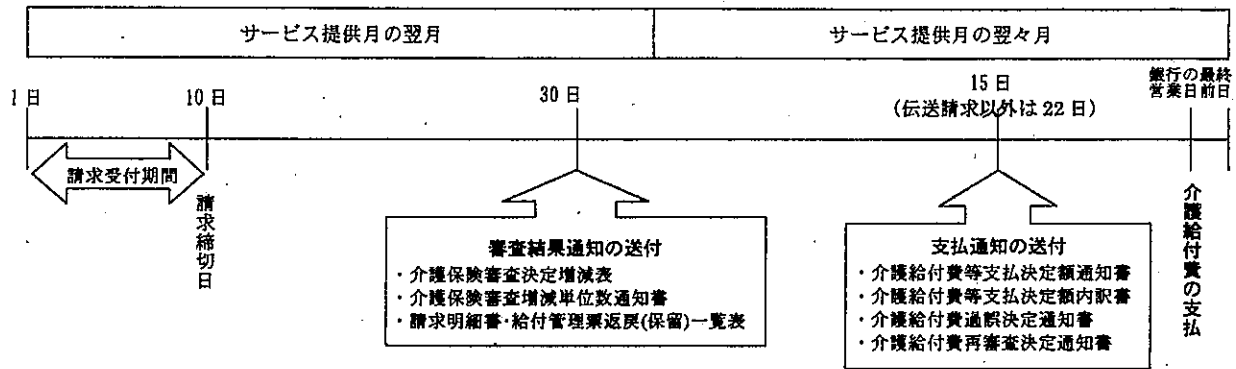
平成30年1月

鳥取県国民健康保険団体連合会

国保連合会の処理日程について

＜国保連合会の処理日程について＞

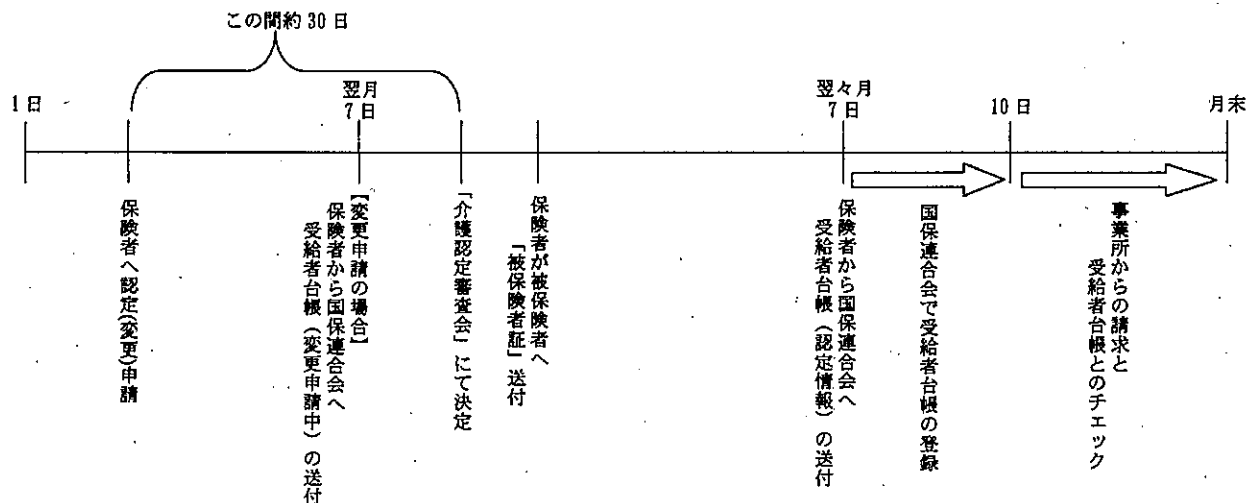
1. 事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで



- ① 上記日程の「審査結果通知の送付：30日」「支払通知の送付：15日（伝送請求以外は22日）」は基準日ですので月によって前後します。
- ② 「審査結果通知」と「支払通知」は介護給付費の請求方法を伝送で届出をしている事業所へは伝送で、磁気媒体（CD-R、FD、MO）または帳票で届出をしている事業所へは郵送で送付しています。
- ③ 月末に送付する「審査結果通知」は該当がなければ送付されません。また、「支払通知」の「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」も該当がなければ送付されません。
- ④ 「審査結果」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書等については10日までに修正して再請求して下さい。減単位や、保留となった明細書等については、関係の居宅介護支援事業所等と連絡・調整して下さい。

-2-

2. 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで

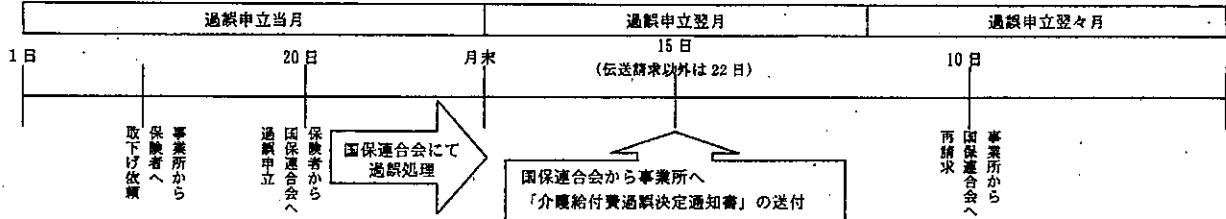


要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常30日程度ですが、手続きの不備等があれば30日以上の日数がかかる場合があります。図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても12P0エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は12PAエラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

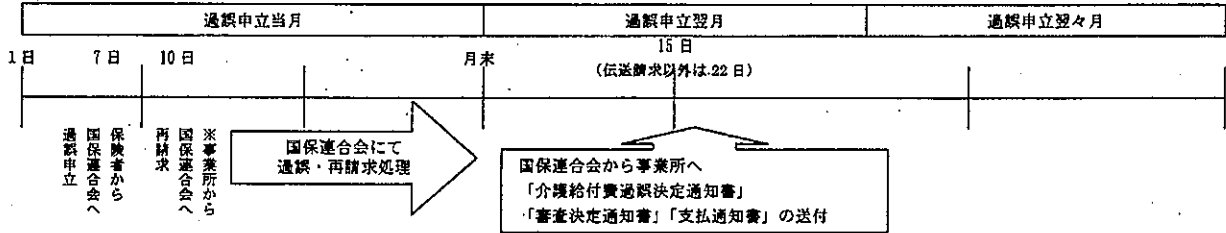
-3-

3. 事業所の取下げ（過誤）依頼から国保連合会への再請求まで

■通常過誤の場合

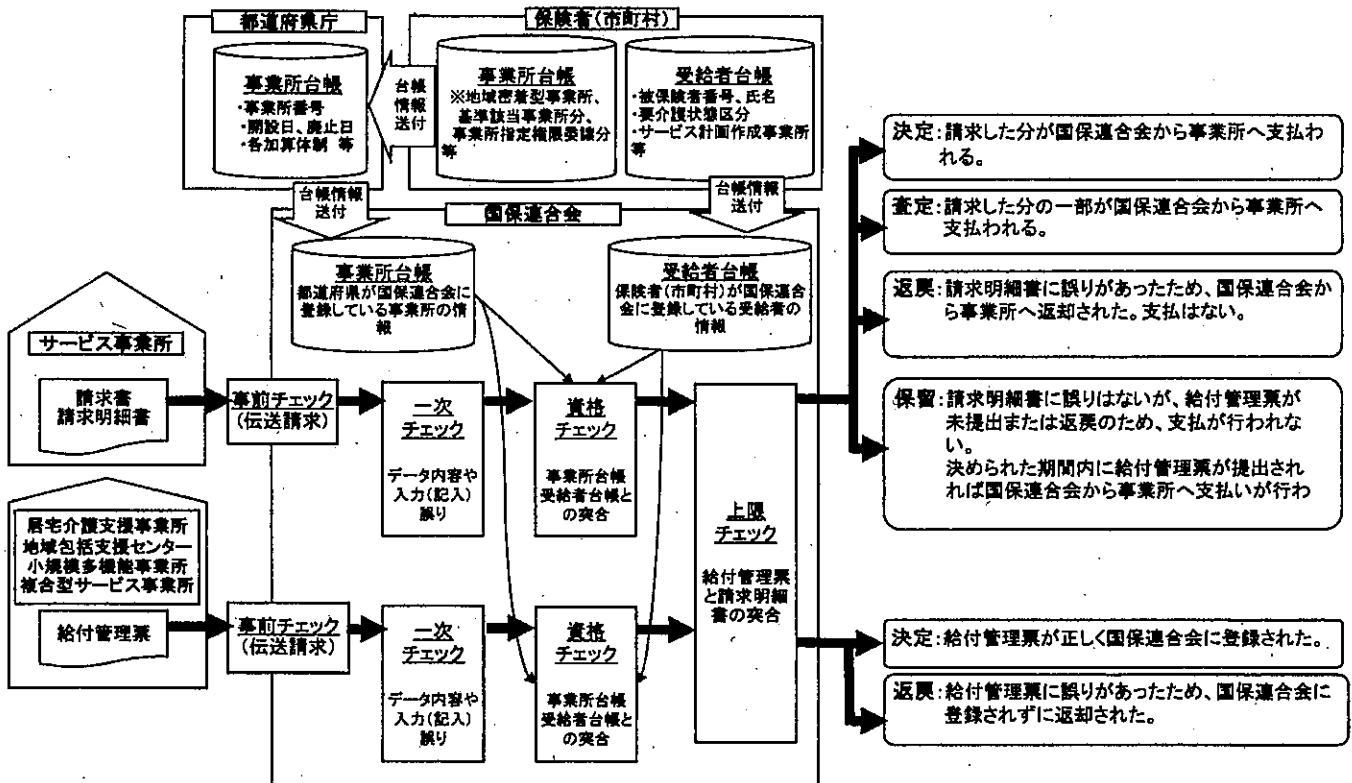


■同月過誤の場合



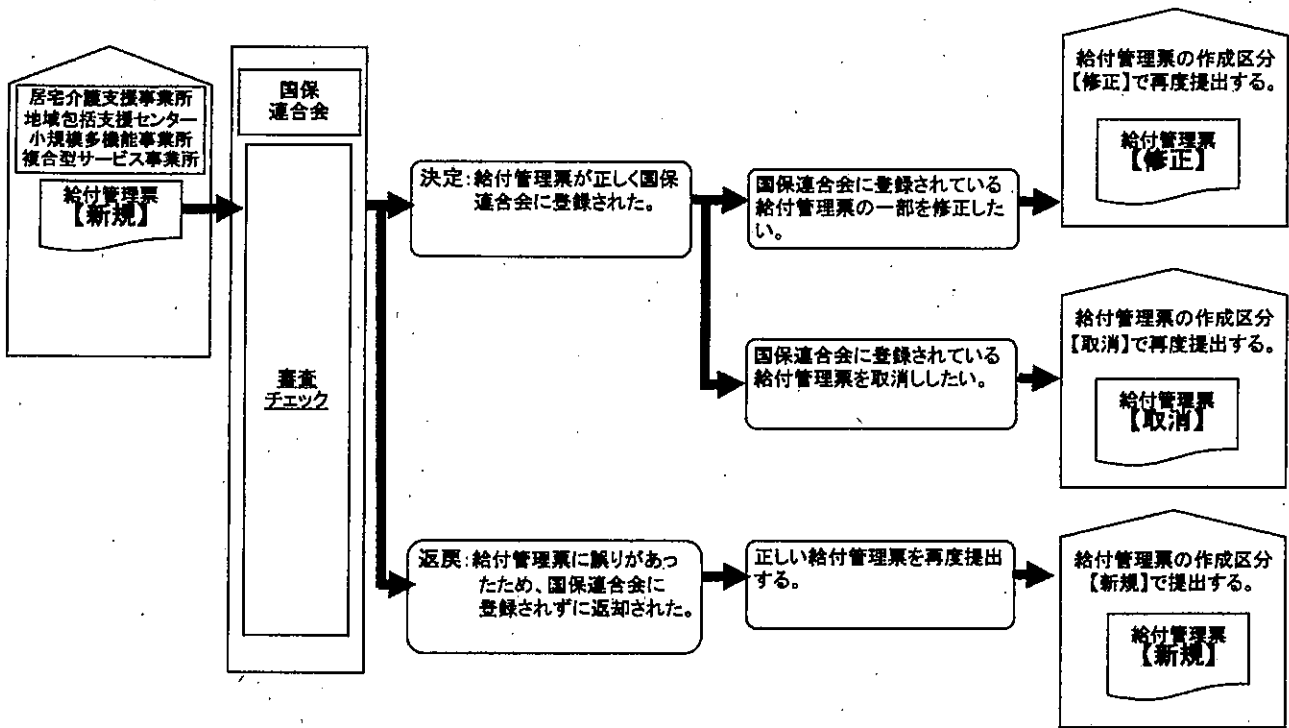
- ① 通常過誤の場合の「介護給付費過誤決定通知書：翌月15日（伝送請求以外は22日）」は基準日ですので月によって前後します。
- ② 保険者によっては事業所からの取下げ（過誤）依頼の締切日が決まっている場合がありますので、確認の上依頼して下さい。国保連合会の過誤申立締切日直前に保険者へ取下げ（過誤）依頼されますと手続きの関係で国保連合会への申立が翌月となる場合があります。
- ③ 通常過誤を実施した場合、再請求する際には必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で取下げが完了した事を確認して下さい。過誤が決定されないうちに再請求されるとANN4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。
- ④ 同月過誤の場合で過誤処理月の10日までに事業所から連合会へ再請求がない場合または再請求した請求が返戻となった場合は、結果的に通常過誤をおこなった場合と同様に保険者へ給付費の返還のみ行うことになります。
- ⑤ 過誤処理の結果、過誤額が過誤処理月の請求による確定額を上回った場合は、その月の支払額がマイナスとなり、期日までにマイナスとなった額を連合会に振込みいただくことになります。

4. 国保連合会での審査と支払までの流れ



5. 給付管理票「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となりますが、介護給付分と見方は同様となります。

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①「被保険者氏名」 返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④「サービス種類」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑥「内容」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。</p> </div> </div>									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②「種別」 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」… サービス計画費（ケアプラン料） 「給」… 給付管理票 「ケ」… 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦「備考」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード一覧」のエラーコードで表示します。</p> </div> </div>									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③「サービス提供年月」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑧「単位数（特定入所者介護費等）」 返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑨「事由」 返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。</p> </div> </div>									

※ 種別：サ…サービス計画費請求明細書、請…請求明細書、給…給付管理票 ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）
 ※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

-18-

「備考」欄 エラーコード=12PA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

ポイント！ 認定申請から台帳登録まで2ページをご参照下さい

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H27.4	11		15.869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
△△市	氏名 知り								
990000	0000000001	請	H27.4	11		15.869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
△△市	氏名 知り								

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

- ① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。

-35-

②-5

「備考」欄 エラーコード=返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 知子 知子	請	H27.4	21		4.436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

- 内容・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要
 原因・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。
 ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
 ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合
 対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しななければなりません。

ポイント！ “エラーコード=返戻”、“内容=支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要” の原因と対応について41ページをご参照下さい。

ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消] 5ページをご参照下さい

「備考」欄 エラーコード=返戻・保留

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 知子 知子	請	H27.4	15		10.043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

- 内容・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要
 サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）
 原因・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。
 国保連合会では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。
 ②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。
 対応・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

